

公 募 公 告

次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 25 日

内閣府所管国有財産部局長
兵 庫 県 警 察 本 部 長

1 公告に付する事項

- (1) 件 名 兵庫県警察学校内における売店の設置及び運営事業
- (2) 募集者数 1 者

2 設置対象施設の概要

- (1) 場 所 兵庫県芦屋市劔谷 1 番地 兵庫県警察学校 青雲寮 2 階
- (2) 設置店数 1 店

3 設置期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年とする。設置期間終了後、原則として一度に限り更新することができ、最長 10 年まで更新が可能である。

4 国有財産の使用許可

売店設置業者は、兵庫県警察本部長に対し許可申請を行い、国有財産の使用許可を得るとともに、売店設置業者として決定した者が提示した応募価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額をもって、年額使用料を支払わなければならない。（使用許可に伴う光熱水費等は別途徴収する。）

5 公募参加資格

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 破産者で復権を得ない者

- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する

者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。)であること。

ア 国及び兵庫県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 国及び兵庫県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が国及び兵庫県と契約を締結すること又は国及び兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により兵庫県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく国及び兵庫県との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

(6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び前記(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(11) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員でないこと。

(12) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(13) 健全な経営状況と認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(14) 国税及び地方税を完納していること。

(15) 公募広告開始の日前3年間において、1年以上継続して売店の営業実績があること。

6 申請書等の提出期間

令和5年10月25日(水)から令和5年11月14日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。平日の9時から12時まで及び13時から17時まで)

※1 電話、ファックス、インターネットによる申込みは不可とする。

※2 持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留又は書留により送付すること。(普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは価格提案が出来ないので、注意すること。)

※3 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や、不備があった場合は価格提案できないので注意すること。

7 申請書等の提出及び送付場所

〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課管財係 担当 末次

電話 078-341-7441 (内線2512)

8 現地説明会の日時及び場所

(1) 日時

令和5年11月7日(火) 午後1時

(2) 場所

兵庫県芦屋市劔谷1番地 兵庫県警察学校 青雲寮2階

(3) 説明事項

業務の概要等に関する事項

(4) 申込方法

現地説明会出席を希望する者は、令和5年11月6日(月)までに、7に記載の担当者に電話で申し込むこと。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。平日の9時から12時まで及び13時から17時まで)

9 選定方法

(1) 対象業者

当該公募に伴い設定する最低使用料以上の額を提示し、提出された応募書類の審査を行ったうえで、必要な資格を満たしている者を売店設置業者の選定対象とする。

(2) 審査

応募申請の締切りから速やかに「国有財産使用許可業者選定委員会」を開催し、下記の項目を評価し、売店設置業者を決定する。なお、審査項目の配点については、国有財産使用許可業者選定委員会において決定された配点とする。

ア 応募価格(使用料)

イ 経営状況

- ウ 営業日・営業時間
- エ 販売価格
- オ 販売品目
- カ 企画提案

10 申請書等の無効

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の申請書等は無効とする。

11 参考事項

上記の場所は公簿上の所在地番であり、住居表示については芦屋市朝日ヶ丘町 40-10 となる。

公募の実施要領及び業者の選定要領

第1 公募の実施要領

1 売店設置場所

兵庫県芦屋市劔谷1番地 兵庫県警察学校（青雲寮2階 62.73㎡）

2 公募に必要な応募書類

(1) 申請書

様式第1号により作成すること。

なお、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の資料を添付すること。

ア 法人

(ア) 会社概要（別添の「会社の概要」を参考に作成する。パンフレット可）

(イ) 定款又はこれに代わるもの

(ウ) 法人登記簿（履歴事項全部証明書）※原本必要

※令和5年8月15日から令和5年11月14日までに発行されたものに限る。

(エ) 納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方消費税））※原本必要

※令和5年8月15日から令和5年11月14日までに発行されたものに限る。

イ 個人

(ア) 履歴書（任意様式）

(イ) 個人事業の開廃業等届出書（税務署様式のもの）

(ウ) 住民票記載事項証明書 ※原本必要

※令和5年8月15日から令和5年11月14日までに発行されたものに限る。

(エ) 納税証明書（その3の2（申告所得税、消費税及び地方消費税））※原本必要

※令和5年8月15日から令和5年11月14日までに発行されたものに限る。

(2) 誓約書

様式第2号により作成すること。

(3) 役員名簿

様式第3号により作成すること。

(4) 企画提案書

様式第4号により作成すること。

企画提案書については、別紙「企画提案書の作成要領」を参照のうえ、作成すること。

(5) 応募価格提案書

様式第5号により作成すること。

(6) その他必要な書類

直近2年分の決算書の写し

※連結決算ではなく応募者のみのもの

(7) 売店経営に係る許認可の写し

3 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 最低年額使用料を下回るもの
- (2) 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- (3) 指定の期間内に提出しなかったもの
- (4) 応募価格の訂正をしたもの
- (5) 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- (6) その他価格提案に関する条件に違反したもの

4 注意事項

- (1) 提出された企画提案書等の応募書類の返却は行わない。
- (2) 企画提案書等の応募書類の作成、提出及び本公募への応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の応募書類の内容を確認するため、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。
- (4) 事業者は、売店仕様書及び自らが提出した企画提案書の内容に従い売店を運営するものとする。

第2 売店設置業者の選定要領

1 選定対象事業者

当該公募に伴い設定する最低年額使用料以上の額を提示し、提出された応募書類の審査を行ったうえで、公募広告に記載した公募参加資格を満たしている者を売店設置業者の選定対象とする。

2 審査及び決定

国有財産使用許可業者選定委員会において、次の項目を総合的に判断し、売店設置業者を決定する。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 応募価格（使用料） | 35点 |
| (2) 経営状況 | 10点 |
| (3) 営業日・営業時間 | 15点 |
| (4) 販売価格 | 10点 |
| (5) 販売品目 | 10点 |
| (6) 企画提案 | 20点 |

3 売店設置業者の公表等

売店設置業者の決定は、令和5年12月中を予定している。事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに兵庫県警察ウェブサイト決定金額及び売店設置業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数の掲載を行う。

4 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがある。

第3 使用許可申請の手続き

売店設置業者に決定した者は、別に指示する期日までに国有財産使用許可の手続きを行うものとする。

第4 現売店についての参考データ

1 許可面積

62.73 m²（売店 41.74 m²、倉庫 20.99 m²）

2 営業日

月曜日から金曜日までの間（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

3 営業時間

午前 11 時 45 分から午後 1 時 15 分、午後 5 時 15 分から午後 8 時

4 平均利用者数

1 日あたり約 200 人（現経営者の申告による）

5 兵庫県警察学校内人員数（令和 5 年 10 月 2 日現在）

職員 約 80 人

入校生 約 300 人（時期により増減する）

6 兵庫県警察学校内の自動販売機（飲料のみ）

青雲寮 2 階売店前設置 5 台、青雲寮 1 階食堂前設置 1 台

青雲南寮 1 階に 1 台設置予定（令和 6 年 4 月 1 日から）

7 電気代等

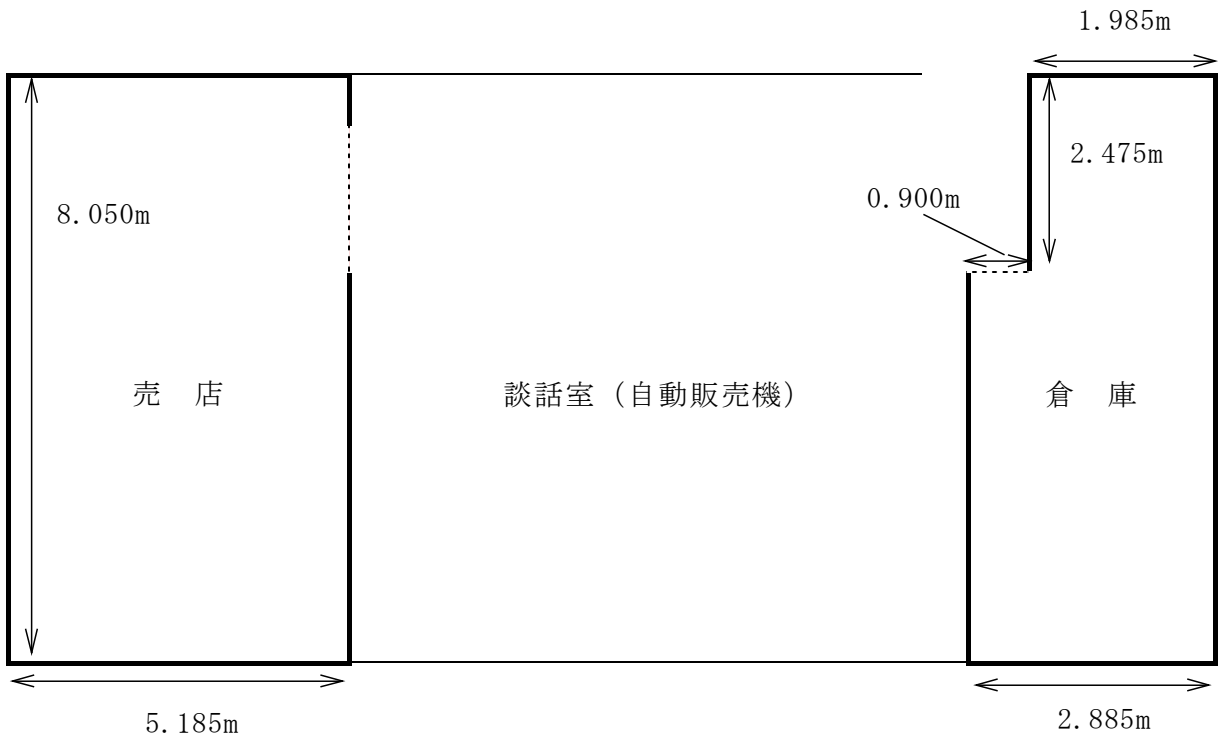
使用実績（子メーターの設置が必要）により、毎月現金で徴収

売店設置場所配置図



売店設置場所(青雲寮2階)

配置図・平面図



- 求積 62.73 m^2
売店 $5.185\text{m} \times 8.050\text{m} = 41.73925 \text{ m}^2$
倉庫 $2.885\text{m} \times 8.050\text{m} - 0.900\text{m} \times 2.475\text{m} = 20.99675 \text{ m}^2$
 $41.73925 \text{ m}^2 + 20.99675 \text{ m}^2 = 62.736 \text{ m}^2 \doteq \underline{62.73 \text{ m}^2}$ (小数点第3位以下切り捨て)

売店仕様書

1 業務件名

兵庫県警察学校内における売店の設置及び運営事業

2 業務内容

兵庫県警察学校に勤務する職員及び兵庫県警察学校入校生の福利厚生に資することを目的とした売店の営業及び管理

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、内閣府所管国有財産部局長である兵庫県警察本部長（以下「甲」という。）が行う。

4 国有財産使用許可の相手方の遵守事項

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の項目を遵守すること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行すること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守すること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守すること。

5 国有財産使用料

- (1) 乙は、甲に売店の営業に係る応募価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額を国有財産使用料として支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。また、甲は、消費税率及び地方消費税率に変更があった場合、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、国有財産使用料を改定することができる。
- (3) 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率により計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

6 売店設置場所

兵庫県芦屋市劔谷 1 番地（住居表示：芦屋市朝日ヶ丘町 40-10）

兵庫県警察学校 青雲寮 2 階

※ 詳細は、「売店設置場所配置図」及び「配置図・平面図」のとおり。

7 使用許可期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年とする。設置期間終了後、原則として一度に限り更新することができ、最長 10 年まで更新が可能である。

8 営業日等

(1) 営業日

営業日は、原則として土・日曜日、祝日及び年末年始を除く日とする。

(2) 営業時間

午前7時00分から午後9時00分までの任意の時間とする。

ただし、午前11時45分から午後1時15分まで及び午後5時15分から午後8時までは必ず営業すること。

9 設備及び準備工事

現状は現業者のテナント工事が施工されているため、入居に際しては甲及び現業者との打ち合わせ並びに乙負担のテナント工事が必要となる。

開設、営業に当たってテナント工事及び設備を設置するときは、甲の許可を得ること。

10 費用負担

乙は、次の経費を負担するものとする。

- (1) 毎年度4月に徴収する使用料（国有財産使用許可に伴う使用料）
- (2) 業務に必要な電気代（毎月現金徴収）（電気子メーター設置等に必要な経費を含む。）
- (3) 業務に必要な設備の設置及び撤去に必要な経費
- (4) 業務に必要な設備の維持管理、補修に必要な経費
- (5) ゴミ処理及び清掃に要する経費
- (6) その他業務に伴う一切の経費

11 名義使用の禁止

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

12 使用許可の取消し又は変更

甲は、次に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。
- (3) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき。

- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

13 使用許可終了時の条件

使用許可期間が満了し、又は前項により使用許可を取り消された場合は、乙は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、乙は甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。

14 施設等の管理義務

- (1) 乙は、善良なる管理者の注意をもって施設等を管理しなければならない。
- (2) 乙は、施設等を毀損又は滅失したときは、直ちに甲に文書で報告しなければならない。
- (3) 乙は、前項の毀損又は滅失が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲の指示するところに従ってその毀損を賠償しなければならない。

15 管理責任

乙は、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し一切の補償の請求を行わないものとする。

16 衛生管理及び安全指導等

- (1) 乙は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講ずるとともに、その責任を負うこと。
- (2) 売店施設はすべて禁煙とする。
- (3) 乙は、乙の設備等の転倒防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 乙は、使用許可された場所及びその周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。

17 秘密の保持

- (1) 乙は、甲の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲の秘密に関する事項の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従業員に本義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

18 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

19 自己都合による業務の解除

乙の自己都合による使用許可期間途中での業務の解除は認めないものとする。

20 業務仕様

- (1) 乙は、本仕様書に記載の設置施設において、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行すること。ただし、諸般の事情により甲が変更を求めた場合はこの限りではない。また、乙が企画提案書記載の内容について変更しようとするときは、甲と協議すること。
- (2) 乙は、兵庫県警察学校職員及び入校生の福利厚生に資するよう、職員及び入校生のニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
- (3) 必須販売品目は、次に示すものとする。
日用品、食料品、飲料、文房具、警察関係書籍、テレホンカード
- (4) 販売禁止品目は、次に示すものとする。
アルコール類、タバコ、雑誌類（警察が依頼するものを除く）
- (5) 販売価格は、標準小売価格より高い価格ではないこと。
- (6) 乙は、以下の業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
ア 従業員の庁舎への出入り及び飲食物、物品及び廃棄物の搬入、搬出
イ 乙の負担に係る設備等の設置、移設及び撤去
- (7) 乙は、販売商品の瑕疵等について利用者から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

21 疑義等の決定

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲、乙の間で協議する。

申請書

令和 年 月 日

兵庫県警察学校内における売店の設置及び運営を希望しますので、関係書類を添付の上、申請します。

なお、本申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

内閣府所管国有財産部局長 殿

兵庫県警察本部長

1 申請者

(〒 ー)

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

電 子 メ ー ル

法人・個人の別

法人 ・ 個人

(事務担当者)

所属部署：
氏 名：
電 話：
電子メール：

2 添付書類

- 誓約書（様式第2号）
- 役員名簿（様式第3号）
- 企画提案書（様式第4号）
- 企画提案書別紙（※様式については問わない）
- 応募価格提案書（様式第5号）
- 会社概要及び定款又はこれに代わるもの ※個人の場合は履歴書
- 法人登記簿（履歴事項全部証明書） ※個人の場合は住民票記載事項証明書
- 納税証明書
- 直近2年分の決算書の写し（連結決算ではなく応募者のみのもの）
- 個人事業の開廃業等届出書 ※法人は不要
- 売店経営に係る許認可等の写し

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式第 3 号により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

内閣府所管国有財産部局長
兵庫 県 警 察 本 部 長 殿

令和 年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長
兵庫県警察本部長 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

電 子 メ ー ル
(事務担当者)

所属部署：

氏 名：

電 話：

電子メール：

兵庫県警察本部が実施する売店設置業者募集への応募に当たり、別紙のとおり企画提案書を提出します。

応 募 価 格 提 案 書

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長 殿
兵庫県警察本部長

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

応募価格（提案使用料）

応 募 件 名	応募価格（提案使用料） (税抜き・年額)			
売 店 運 営				円

内閣府所管国有財産部局長（兵庫県警察本部長）が実施する売店設置業者募集について、公募広告等の各条項を承知の上、上記の通り提案します。

- ※ 1 金額はアラビア数字で記入してください。
- 2 初めの数字の頭に¥を記入してください。
- 3 金額の訂正は無効です。
- 4 記名がないものは無効です。
- 5 応募価格（提案使用料）に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額をもって、年額使用料とします。

応募価格提案書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記載忘れに注意

内閣府所管国有財産部局長
兵庫県警察本部長 殿

住所 神戸市中央区下山手通1-2-3
(所在地)
氏名 ㈱〇〇〇マート 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人名及び代表者名)

応募価格 (提案使用料)

応募件名	応募価格 (提案使用料)						
	(税抜き・年額)						
売店運営	¥	1	0	0	0	0	円

内閣府所管国有財産部局長 (兵庫県警察本部長) が実施する売店設置業者募集について、公募広告等の各条項を承知の上、上記の通り提案します。

(注意)

- 必ず「¥」マークを記載する。
- フリクション (消える) ペンは使用しない。

- ※
- 金額はアラビア数字で記入してください。
 - 初めの数字の頭に¥を記入してください。
 - 金額の訂正は無効です。
 - 記名がないものは無効です。
 - 応募価格 (提案使用料) に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額をもって、年額使用料とします。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	
本 社 (店) 所 在 地	
設 立 年 月 日	
事 業 内 容	
営 業 所 又 は 事 業 所 等	
店 舗 数 等	
資 本 金	
従 業 員 数	
そ の 他 特 記 す べ き こ と	

企画提案書の作成要領

※この企画提案書の様式は問いません。

項 目	作 成 要 領																		
1 営業日 営業時間	<p>(1) 営業日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本（月～金曜日、祝日及び年末年始を除く。）以外に営業する日を記載する。 ・ 基本のみの場合、「基本日のみの営業」と記載する。 ・ 「年中無休」、「年末年始を除く毎日」など具体的に記載する。 <p>(2) 営業時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本（11：45～13：15、17：15～20：00）以外に営業する時間を記載する。 ・ 基本のみの場合、「基本時間のみの営業」と記載する。 ・ 具体的な時間を記載する（曜日に応じた営業時間でも可）。 																		
2 販売品目 販売価格	<p>(1) 販売商品</p> <p>メーカー名、商品名、規格、定価及び売価等をカテゴリー別に記載する。</p> <p>(例示) (単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">メーカー</th> <th style="width: 15%;">商品名</th> <th style="width: 10%;">規格</th> <th style="width: 10%;">定価</th> <th style="width: 10%;">売価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料</td> <td>コカコーラ</td> <td>いろはす</td> <td>500ml</td> <td>120</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>食品</td> <td>日清</td> <td>カップヌードル</td> <td>レギュラー</td> <td>168</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table> <p>レジで割引きする場合、「○%割引き」と記載する。</p> <p>(2) その他特徴となることがあれば、具体的に記載する。</p>	種別	メーカー	商品名	規格	定価	売価	飲料	コカコーラ	いろはす	500ml	120	108	食品	日清	カップヌードル	レギュラー	168	168
種別	メーカー	商品名	規格	定価	売価														
飲料	コカコーラ	いろはす	500ml	120	108														
食品	日清	カップヌードル	レギュラー	168	168														
3 企画提案	管理運営及びサービス等について記載する。																		
管理 運 営	<p>(1) 店内のレイアウトを作成する。</p> <p>(2) スタッフの配置計画（営業時間毎の配置人数）を作成する。</p> <p>(3) 管理運営体制表を作成する。</p> <p>(4) 商品の補充体制、補充回数等を記載する。</p> <p>(5) その他特徴となることがあれば、具体的に記載する。</p>																		
サ ー ビ ス 等	<p>(1) 利用可能なキャッシュレス決済の種類（例：クレジットカード、QRコード決済、電子マネー等）及び、それぞれの種類に対応可能な商品名（例：V I S A、P a y P a y、W A O N等）を記載する。</p> <p>(2) その他、特徴となることアピール等があれば、具体的に記載する。</p>																		

公募から使用許可までのスケジュール(案)

